

**児童手当を受給している方は「現況届」をご提出ください**

現在、児童手当を受給している方は、児童手当の「現況届」の提出が必要です。

「現況届」は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるか確認するためのものです。

「現況届」の提出がないと、6月分以降の手当が受けられません。提出が必要な方には、6月初旬ごろに現況届を郵送していただきますので、忘れずに手続きをしてください。

※今回は、「子育て世帯臨時特例給付金申請書」も同封しています。こちらも忘れずに手続きをお願いします。

**◆児童手当の目的**

父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している方に手当を支給することで、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することです。

**◆支給対象者**

中学校修了前(中学3年生)まで

の子どもを養育している方

**◆支給額(平成27年度月額)**

● 0歳～3歳未満

1万5000円(一律)

● 3歳～小学校修了前

1万円(第3子以降は1万5000円)

※第何子かは、今年度末に18歳以下の子どもの人数で判断します。

● 中学生

1万円(一律)

**◆支給時期**

原則として、年3回で、前月分までの手当を支給します。

● 6月(2月～5月分)

● 10月(6月～9月分)

● 2月(10月～1月分)

**◆所得制限**

受給者の所得が所得限度額を超過した場合、「児童手当」は支給されませんが、「特例給付」として支給対象の児童1人につき月額5000円が支給されます。

**【扶養親族の数と所得限度額】**

扶養親族	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※扶養親族とは、年末調整や確定申告などで申告した扶養親族などの人数です。

※扶養親族などの人数が6人以降は、1人増えるごとに38万円を所得限度額に加算します。

**子育て支援に寄附できます**

児童手当などの全部または一部を、黒潮町の子育て支援の事業に活かすために寄附できます。

寄附をご希望の方は、手当支給月の前月の20日までに、役場窓口申し出てください。

**出生や転入時は手続きを**

出生や黒潮町への転入により、新たに受給資格が生じた場合や、児童手当の対象人数が変わった場合は、役場窓口(公務員の方は勤務先)での申請手続きが必要です。

手続きは、誕生日・前住所地の転出予定日の翌日から数えて原則15日以内に行ってください。

手続きを行わないと、手当を受給できない月が発生する場合があります。

また、受給者が公務員になった場合や、公務員を辞めた場合も手続きが必要です。

必要書類については、窓口までお問い合わせください。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800(課直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701(直通)

**第65回 社会を明るくする運動**

7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間です。

この運動は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した方たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くため、「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」、「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」を重点事項に掲げ、全国的に展開されます。

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課 福祉係

☎ 43-2116(課直通)



黄色い羽根